

包括外部監査の結果報告書

(その 2)

補助金関連

平成 13 年 2 月

八王子市 包括外部監査人

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要 -----	1
1．外部監査の種類	1
2．選定した特定の事件	1
3．事件を選定した理由	1
4．外部監査の方法	1
5．外部監査の実施期間	2
6．外部監査の補助者	2
第 2 外部監査の結果 -----	3
1．コミュニティ活動（学童児童クラブ運営）補助金	3
2．地域婦人団体連絡協議会補助金	4
3．消防団本団及び分団交付金	6
4．八王子まつり花火大会補助金	7
5．八王子市住宅・都市整備公社高齢者向け集合住宅事業費補助金	7
第 3 利 害 関 係 -----	8

包括外部監査報告書

平成 13 年 2 月 2 日

包括外部監査人
東田 夏記

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項並びに八王子市外部監査契約に基く監査に関する条例第 2 条第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

平成 11 年度に市が支出した補助金に係る事務の執行

(2) 外部監査対象期間

自 平成 11 年 4 月 1 日 至 平成 12 年 3 月 31 日

3. 事件を選定した理由

市税収入が減少する一方、行政に対する需要はますます増加しているという状況のなかで、八王子市（以下、「市」という。）の行財政改革の一環として補助金の見直しが進められている。補助金は、一旦支出されると毎年支出されつづける傾向をもった支出科目であるといえる。また、極めて低額な補助金も見受けられるため、その存在意義を再検討することも必要と考えられる。

このような理由により、外部の独立した監査の視点で補助金等の支出が所定の手続に準拠して適正に執行されているかどうか、また有効かつ適切な補助金等の支出となっているかどうかについて検証することが必要と認め、選定した。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の視点

補助金は、地方公共団体が、公益上必要があると認める事務または事業を行う者に対して、その施行に必要な経費の全部または一部について交付するものである。「公益上必要がある」か否かは、当該団体が個々の事例に即して認定するが、これは客観的にも公益上必要であると認められなければならないこと、また、その執行手続が法令等に従って適正なものとなっていないこと、また、その執行手続が法令等に従って適正なものとなっていないことから、下記のような視点に基づき監査を実施した。

補助金等交付手続の法令、条例、規則及び要綱等への準拠性について
補助金等の有効性について

(2) 主な監査手続

補助金等の交付要望から補助金等の確定までの一連の関連書類を調査した。
補助金の予算査定につき担当部局から説明を受けた。
必要と認めた場合、外郭団体事務局及び施設の視察を行った。

(3) 監査対象

一般会計から支出される補助金等（添付一覧表参照）

5. 外部監査の実施期間

自 平成 12 年 7 月 1 日 至 平成 13 年 2 月 2 日

実地調査期間

自 平成 12 年 8 月 16 日 至 平成 13 年 1 月 19 日

6. 外部監査の補助者

清 水	涼 子
中 元	文 徳
小 森	幹 夫
齊 藤	朋 子
田之倉	敦 司
川 口	明 浩
飯 田	律

第2 監査の結果

監査の結果、補助金等の交付手続は、以下に挙げる点を除き、法令、条例、規則及び要綱等に準拠し、適正に執行されているものと認められた。

1.コミュニティ活動（自主学童クラブ運営）補助金

（補助金番号 149 - 生涯学習部交流課）

（1）概要

自主学童クラブ（放課後の活動場所を提供するとともに指導員による指導を通じて留守家庭の小学校低学年児童の健全育成を図る組織）による学童保育事業に対して地域のコミュニティ活動支援の一環として交付される補助金。（平成 11 年度実績金額 281,719 千円）

（2）実施した手続

補助金等の交付要望から補助金等の確定までの一連の関連書類を検討した。

学童数が「八王子市自主学童クラブ運営事業に対する補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）に従っているかどうかについて、補助金支給対象となっている 24 自主学童クラブのすべての補助金申請書類等を調査した。

補助金対象となっている 24 の自主学童クラブのうち学童数の多い 3 クラブ（恩方西、久保山、あたご）につき、補助金積算が「要綱」に従って行われているかどうか調査した。

（3）結果

学童数

要綱では、「クラブの学童数は、おおむね 40 人で、最大 60 人までとする」と規定されているが、最大学童数 60 人を超えた自主学童クラブが 1 件存在した。（久保山学童クラブ 67 人）

久保山学童クラブに対する補助金額は、実際の学童数（67 人）に応じて算出されていた。

当クラブの学童数が定員を超えたのは、一時的な理由によるものとのことであるが、市としてこのような場合の弾力的運用を認めるのであれば、要綱の改正が必要と思われる。

補助金積算計算

その他、調査対象とした3クラブ(恩方西、久保山、あたご)の補助金の積算はすべて要綱に従って計算されていた。

2.地域婦人団体連絡協議会補助金

(補助金番号 140 - 社会教育部公民館)

(1) 概要

地域婦人の生活文化向上を目的とする地域婦人団体の組織強化と活動推進の啓発を目的として、地域婦人団体におけるコミュニティ活動の推進等の事業を行う地域婦人団体連絡協議会(以下「協議会」という。)に対し、事業費を一部補助するもの。

補助事業等実績報告書によれば、以下のように補助金が使用されている。

運営費	支出額(円)	事業の明細	補助金等使用額(円)
(1) 会場費	11,200	会場使用料 (定例会・会長会)	5,000
(2) 通信交通費	8,295	切手購入	4,000
(3) 印刷費	11,704	ポスター代、写真現像、 レジメ印刷	5,000
(4) 文具・消耗品費	12,210	使い捨てカメラ、文具費	6,000
事業費			
(5) 研修費	161,950	研修参加費・旅費	81,000
(6) バザール開催準備費	25,502	バザール準備材料の 運搬片付け	12,000
(7) 花いっぱい運動	30,000	花の種子購入配布	14,000
(8) 広報発行費	106,470	婦人はちおうじの発行	53,000
計	367,331		180,000

(2) 実施した手続

根拠規則等及び補助金交付要望から確定に至るまでの一連の書類を入手し検討した。

所管部署に補助金の内容等についてヒアリングを行った。

研修費 161,950 円について領収証の内容を確認した。

(3) 結果

補助金の交付手続は、根拠規則等に準拠し、適正に執行されているものと認められた。但し、経費節減を目指す市の行動基準に照らして、下記のような補助金の使用内容は、適切ではないと認められた。

事業費のうち、研修費 161,950 円は、年 6 回の研修会等に参加するための交通費と昼食代からなる。

このうち、「研修参加者の自宅（市内）から会場（都内）までの交通費」は、実費支給ではなく、一律一人 5,000 円（昼食代込）が支給されており、剰余が出たとしても精算される仕組みとはなっていない。本来であれば、これらの経費は、実費精算とするべきものである。また、事務の煩雑を避けるため定額支給するとしても、一律 5,000 円という金額は、会場への往復のための経済合理的な必要経費という額を大幅に超えていると考えられる。

平成 11 年 9 月 22 日の都議会視察研修には、135,850 円が支出されている。この研修には、25 名が参加しているが、貸切バスを用意し、都議会の傍聴研修とともに、新宿高島屋店見学が行われ、途中昼食が供されている。

なお、これらの研修内容についての報告は、市に提出されていない。

このような補助金の使途は、本連絡協議会への補助目的との関連性及び必要性との関係が希薄であり、補助金の使用内容としては、不適切なものと認められる。

3.消防団本団及び分団交付金

(補助金番号 262 - 総務部防災課)

(1) 概要

消防団運営に係る経費のうち研修並びに会議開催等各分団単位で対応した方が望ましいものについて、経費を交付基準に基づき負担するもの。交付基準によれば、市消防団員の技術向上及び連帯意識の高揚を図るため、研修並びに消防団活動の指針の周知徹底を目的とした会議開催等の経費として交付するとされている(平成11年度実績14,830千円)。

(2) 手続

根拠法令、規則等及び補助金交付要望から確定に至るまでの一連の書類を入手し検討した。

所管部署に補助金の内容等についてヒアリングを行った。

(3) 結果

消防団は市の消防事務の実施機関の一つ、すなわち、内部機関として位置付けられているため、運営に係る費用は、本来は、科目ごとの予算要求、予算統制を行い、財政課の査定を受けるべきである。しかし、本団体については、業務内容の特性上、必要経費見込額を一括して交付するものとされている。このような場合には、事業終了時に精算を行うことが必要である。

現在では、交付金として渡し切りとなっており、以下のような弊害が見られる。

消防団内部で監査を実施し、市長に対し補助金使用総額を報告しているため、市の所管部署は、補助金が実際どのように使用されたかについて調査を行っていない。しかし、消防本団及び分団から消防団内部監査委員に提出された実績報告明細書によれば、以下のような内訳となっている。

渡し切り補助対象である消防団運営費のうち、第一分団において17,800円、第二分団において51,000円が、同じく市が補助をする消防団共済会から支出される慶弔費等の福利厚生費に使用されている。

渡し切り補助対象である消防団運営費のうち、第一分団において100,000円、第二分団において220,000円が、補助対象団体の下部地域団体への運営費として使用されており、下部地域団体でどのように使用されたかは全く報告されていない。

渡し切り補助対象である消防団運営費のうち、本団において 475,000 円、第一分団において 290,031 円、第二分団において 127,639 円が、各種訓練・懇親会時の飲食代や会費として使用されており、これらの金額は渡し切り補助対象である消防団運営費の概ね 1/3 以上を占めているが、これが適正水準であるかどうか不明である。

4.八王子まつり花火大会補助金

(補助金番号 116 - 産業振興部商工課)

(1) 概要

八王子観光協会が八王子まつりにおいて花火打ち上げを委託する費用を補助する。(平成 11 年度実績 4,750 千円)

(2) 実施した手続

補助金の交付要望から確定までの一連の書類を検討した。

(3) 結果

補助事業(花火大会)は平成 11 年 7 月 30 日~8 月 1 日の間に実施されたにも拘らず、実績報告が同年 12 月になされている。「補助金等の交付の手続等に関する規則」第 14 条によれば、補助事業者等は、補助事業が完了したときは、二月以内に実績報告書及び決算または収支精算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならないとされている。

精算が遅れた原因は、スポンサーからの集金が遅れたためとのことであるが、精算は規定通りに行うことが必要である。

5. 八王子市住宅・都市整備公社高齢者向け集合住宅事業費補助金 (補助金番号 42 都市整備部管理課)

(1) 概要

市の高齢者対策の一部及び地域開放施設として八王子市住宅・都市整備公社高齢者向け集合住宅（センティ富士森）の運営に当たり、運営費及び管理費の一部を補助するものである。（平成 11 年度実績 13,365 千円）

(2) 実施した手続

補助金の交付要望から確定までの一連の書類を検討した。

(3) 結果

当初は、建設費補助の延払いとして始まったという経緯はあったものの、現在は、運営費の一部（職員給料及び委託料）及び管理費（委託料）の補助として、申請から確定までの手続が行われている。

平成 6 年の建設当初より、同額を補助しているが、実際には、これらの運営費及び管理費は、以下のようにセンティ富士森に係る事業収入で賄い得るものであるため、当補助金の廃止を検討すべきである。

(単位：円)

収入の部		支出の部	
家賃収入等	65,463,781	運営費	21,254,077
		管理費	17,517,434
計	65,463,781	計	38,771,511

第 3 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により、記載すべき利害関係はない。

以上